

愛知県からのお知らせ

緊急事態措置の実施に伴う「愛知県感染防止対策協力金（4/20～5/31 実施分）」の実施概要について

愛知県は、まん延防止等重点措置及び緊急事態措置の実施に伴い、4月20日（火）から5月31日（月）を対象期間とする「愛知県感染防止対策協力金（4/20～5/31 実施分）」を実施しますので、お知らせします（2021年4月16日発表済み。）。

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、県の営業時間短縮要請等に応じて営業時間の短縮等*を実施した事業者に対し、「愛知県感染防止対策協力金（4/20～5/31 実施分）」を交付します。

※営業時間短縮等には感染防止対策のため終日休業した場合も含む。

2 対象期間・支給額等（予定）

県内全域に緊急事態措置を実施することに伴い、愛知県感染防止対策協力金の実施期間を5月31日まで延長します。

【営業時間短縮要請枠】

（1）4/20-5/11 【22日間】

対象エリア	名古屋市	名古屋市を除く愛知県内全域
対象期間	2021年4月20日（火）から5月11日（火）まで【22日間】	
対象事業者	対象エリア内の営業時間短縮要請を受けた飲食店等を運営する事業者（大企業も含む） ※飲食店営業許可又は喫茶店営業許可が必要	
営業時間の短縮	午前5時～午後8時 ※酒類の提供は 午前11時～午後7時	午前5時～午後9時
主な要件	・業種別ガイドラインを遵守 ・県の「安全・安心宣言施設」に登録し、PRステッカーとポスターを掲示 ・カラオケ設備の利用自粛（設備を提供している店舗のみ）	
交付額※1	○中小企業※2 売上高に応じて 4万円～10万円 ○大企業 売上高減少額の4割 （最大20万円）	○中小企業※2 売上高に応じて 2.5万円～7.5万円 ○大企業 売上高減少額の4割 （最大20万円※3）

※1 1店舗1日あたりの支給額

※2 大企業と同様、売上高減少額の4割を選択することも可能

※3 20万円又は前年度若しくは前々年度の1日当たり売上高×0.3のいずれか低い額

(2) 5/12-5/31 【20日間】

対象エリア	愛知県内全域	
対象期間	2021年5月12日(水)から5月31日(月)まで【20日間】	
対象事業者	対象エリア内の営業時間短縮要請を受けた飲食店等を運営する事業者(大企業も含む) ※飲食店営業許可又は喫茶店営業許可が必要	
営業時間の短縮等	休業	営業時間の短縮
	休業(酒類・カラオケ設備を提供する(酒類の持込みを含む)施設に限る)	午前5時から午後8時まで
主な要件	<ul style="list-style-type: none"> ・業種別ガイドラインを遵守 ・県の「安全・安心宣言施設」に登録し、PRステッカーとポスターを掲示 ・酒類及びカラオケ設備の提供の取り止め(酒類の持込みを含む) 	
交付額※1	<ul style="list-style-type: none"> ○中小企業※2 売上高に応じて4万円～10万円 ○大企業 売上高減少額の4割(最大20万円) 	

※1 1店舗1日あたりの支給額

※2 大企業と同様、売上高減少額の4割を選択することも可能

【カラオケ設備利用自粛要請枠】

対象エリア	愛知県内全域
対象期間	2021年4月20日(火)から5月31日(月)まで【42日間】
対象事業者	カラオケ設備を提供している休業要請・営業時間短縮要請対象外の飲食店等※・カラオケボックスを運営する事業者(大企業も含む) ※飲食店営業許可又は喫茶店営業許可が必要
主な要件	<ul style="list-style-type: none"> ・業種別ガイドラインを遵守 ・県の「安全・安心宣言施設」に登録し、PRステッカーとポスターを掲示 ・カラオケ設備の利用の自粛・提供の取り止め ・酒類の提供の取り止め(酒類の持込みを含む)(5/12～5/31)
交付額	1店舗1日あたり1万円 ※夜間営業を行っているカラオケボックスは【営業時間短縮要請枠】と同額(4/20～5/11)。夜間営業とは、午前5時から午後8時を越えて営業している店舗のこと。5/12以降は、国の規定に準じた額となる。

3 申請受付の方法・期間

6月を目途に申請受付を開始する予定です。

申請方法については、現在調整中です。詳細が決まりましたら、愛知県新型コロナウイルス感染症対策サイトでお知らせします。

4 申請に必要な書類（予定）

【営業時間短縮要請枠】

- (1) 協力金交付申請書
- (2) 誓約書
- (3) 営業実態、時短要請、休業要請への対応状況が確認できる書類
 - ・ 飲食店営業許可書（証）又は喫茶店営業許可書（証）の写し
 - ・ 店舗の外観・内観の写真、貼紙の写真、ウェブページの画面の写し
（営業している事実及び時短等営業・感染防止対策等の事実の確認ができるもの）
- (4) 総売上高・店舗別飲食事業売上高の把握できる書類
 - ・ 確定申告書の写し
 - ・ 年別、月別の売上台帳の写し
- (5) その他本人確認等に必要な書類
運転免許証、健康保険証、その他公的機関が発行した証明書等の写し
- (6) 振込先口座が分かる書類 など

【カラオケ設備利用自粛要請枠】

- (1) 協力金交付申請書
- (2) 誓約書
- (3) 営業実態、カラオケ設備利用自粛への対応状況が確認できる書類
 - ・ 飲食店営業許可書（証）又は喫茶店営業許可書（証）の写し
（飲食店等の場合のみ）
 - ・ 店舗の外観・内観の写真、貼紙の写真、ウェブページの画面の写し
（営業している事実及びカラオケ設備利用自粛・感染防止対策等の事実の確認ができるもの）
- (4) 総売上高・店舗別飲食事業売上高の把握できる書類（夜間営業を行っているカラオケボックスの場合のみ）
 - ・ 確定申告書の写し
 - ・ 年別、月別の売上台帳の写し
- (5) その他本人確認等に必要な書類
運転免許証、健康保険証、その他公的機関が発行した証明書等の写し
- (6) 振込先口座が分かる書類 など

5 問合せ先

営業時間短縮要請、カラオケ設備利用自粛要請、「愛知県感染防止対策協力金(4/20～5/31 実施分)」、「安全・安心宣言施設」PRステッカー等については、県民相談総合窓口（コールセンター）までお問い合わせください。

電話番号：052-954-7453

開設時間：午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日、祝日を含む毎日）

[参考情報]

○新型コロナウイルス感染防止対策に取り組む「安全・安心宣言施設」（PRステッカー・ポスターの取得方法等）については、以下のWEBサイトを御覧ください。

<https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/anshinpr2.html>

○業種別のガイドラインについては、以下の内閣府WEBサイトを御覧ください。

<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf>